



令和2年6月3日
政策局大学調整課
公立大学法人横浜市立大学

横浜市立大学では新型コロナウイルスの影響によって 経済的に困窮する学生に一時金を支給します

公立大学法人 横浜市立大学では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、保護者等の家計支持者の収入の減少や、学生自身のアルバイト収入の減少等の理由で生活がひっ迫している学生を支援することを目的に、「特別災害支援制度」を創設し一時金の支給に向けた手続きを進めています。

横浜市としても法人の設立団体として係る財源を支援していきます。

【制度概要】

1. 名称

特別災害支援制度

2. 対象学生

横浜市立大学の学部生及び大学院生であり、以下の5つの項目すべてに該当する学生。

※科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び国費・JICAプログラム・交換外国人留学生は対象外。

- (1) 自宅外通学（家賃の支払い有り）であること。
- (2) 自己の生活費を賄うアルバイト収入が大幅に減少していること。
- (3) 保護者が失職又は収入が大幅に減少し、これまで以上の支援を受けることが困難であること。
- (4) 月 80,000 円以上の給付型の奨学金を受給していないこと。
- (5) 学業継続に意思・意欲があること。

3. 支給額

1人あたり5万円

4. 想定人数

450名

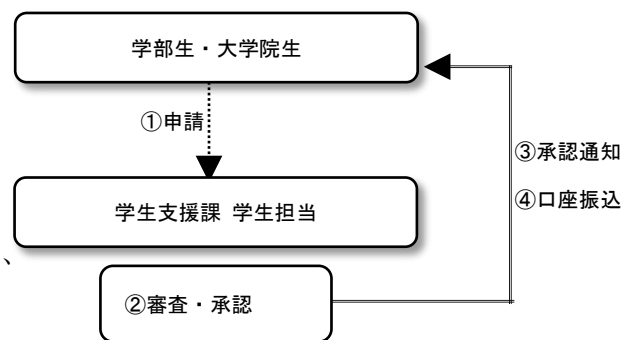
5. 申請期限

6月11日（木）

6. その他

学生の現況を把握し、一時金の申請を促進するため、「相談窓口」を開設しています。

特別災害支援制度フロー



【参考：横浜市立大学におけるその他の学生支援】

- ・遠隔授業用のパソコン、タブレット貸与
- ・通信環境が不十分な学生への教室開放

（新型コロナウイルスの影響により、一般学生は入構禁止）

お問い合わせ先

| | | |
|-------------------------------|-------|--------------|
| （横浜市の財政支援に関すること）横浜市 政策局大学調整課長 | 大塚 和彦 | 045-671-4271 |
| （特別災害支援制度に関すること）横浜市立大学 学生支援課長 | 塚田 昌行 | 045-787-2090 |